

# 山梨県公報

第二百三十号

令和三年

十月十八日

月 曜 日

## 目次

○道路の区域変更	五二三
○道路の供用開始	五二三
公 告	五二三
○開発行為に関する工事の完了について	五二三

## 告 示

### 山梨県告示第二百七十二号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務所(峡北支所を除く。)において、この告示の日から令和三年十一月八日まで一般の縦覧に供する。

令和三年十月十八日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 道路の種類 県道
- 路線名 南アルプス甲斐線
- 道路の区域

区間	旧新の別	敷地の幅員の別(メートル)	延長(メートル)
南アルプス市徳永字下川原一三九四番一先から南アルプス市下高砂字大柳八五〇番二地先まで	旧	一三・三 一三・九	一九八・六
	新	一三・三 三二・五	一九八・六

### 山梨県告示第二百七十三号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務所(峡北支所を除く。)において、この告示の日から令和三年十一月八日まで一般の縦覧に供する。

令和三年十月十八日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

道路の種類	路線名	区間	延長(メートル)	供用開始の期日
県道	南アルプス甲斐線	南アルプス市徳永字下川原一三九四番一地先から南アルプス市下高砂字大柳八五〇番二地先まで	一九八・六	令和三年十月十四日

## 公 告

○ 開発行為に関する工事の完了について  
都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第二項の許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和三年十月十八日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 開発区域(工区)に含まれる地域の名称 南巨摩郡南部町中野字荒谷二千七百四十五の一並びに字古林二千八百九十五の五並びに字根岸三千五百七十三の一及び三千六百四十七の一の区域
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名 静岡県静岡市駿河区森下町一番三十五号静岡MYタワー二階 JS物流株式会社 代表取締役 宮崎 總一郎

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番